

「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」構成団体の長 様

千葉県商工労働部長

(公 印 省 略)

テレワークの積極的な活用について (依頼)

日頃から本県の雇用施策に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

千葉県では、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が200名を超える日が続いています。

この感染状況が続くと一般医療に影響が及び、これまでどおりの医療が受けられなくなる恐れがあることから、地域の医療提供体制の維持のため、また、国が緊急事態宣言を検討することを表明した状況等も踏まえ、別添のとおり報道発表し、新たな協力要請を行うこととしました。

当該要請では、県内事業者の皆様に向けこれまでの取組に加え、テレワークの徹底に向けた協力※を新たに呼びかけることとしております。

つきましては、公労使会議共同宣言の中でテレワークの普及に取り組むとしているところでありますが、現下の重大な局面をオール千葉で乗り越えるため、貴団体の関係団体及び各会員の皆様にテレワークを最大限御活用いただくよう広く協力の呼びかけをお願いいたします。

また、テレワークの導入・実施に当たっての各種支援策を、別添2のとおり取りまとめましたので、併せて周知をお願いいたします。

感染拡大の防止と、社会経済活動の維持の両立のため、一層の御理解・御協力をお願いいたします。

※ 県では、県内企業の実施率の目標を60%としています。

問合せ先

千葉県商工労働部雇用労働課

電話：043-223-2743

※テレワーク相談窓口

テレワーク相談センター (厚生労働省)

電話：0570-550348

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

千葉県の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、200名を超える日が続いています。

本県における感染拡大防止の非常に重大な局面であり、医療の緊急事態です。

この感染状況が続くと、一般医療へ影響が及び、これまでどおりの医療が受けられなくなる恐れがあります。

県民、事業者の皆様には、年末年始の感染者数の増加を何としても抑えるため、御協力をいただいているところですが、現在の感染状況及び国が緊急事態宣言を検討することを表明した状況等を踏まえ、新たな協力要請を行うこととします。

なお、内容については、今後も、感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

県民・事業者の皆様の一層の御理解・御協力をお願いします。

県民の皆様へ

○ 20時以降の不要不急の外出は自粛してください。【新規】

○ 20時以前においても、感染リスクの高い場所^{※1}への不要不急の外出^{※2}は自粛してください。

期間：令和3年1月8日（金）から令和3年1月31日（日）まで

地域：県内全域

※1 「感染リスクの高い場所」とは

- ・ 感染が拡大している地域及び「5つの場面」をはじめ、3つの密のある場所 等
- ・ 県外については、移動先の自治体のメッセージや感染状況等を確認してください。

※2 「不要不急の外出」について

- ・ 通院、通勤、通学（塾、習い事含む）、買い物は該当しません。
- ・ 健康維持のための運動も該当しませんので、特に高齢の方にあっては、感染リスクの低い場所での適度な運動を心がけるなど、健康管理に努めてください。
- ・ 飲食のための外出については、会食の注意事項を必ず守り、慎重に対応してください。
- ・ 帰省や、観光、イベントへの参加については、今一度、その必要性等について慎重に考え、その上で、まずは時期をずらすなどの対応を検討し、それが困難な場合は、感染防止対策に細心の注意を払って行ってください。

事業者の皆様へ

○ 東葛地域^{※1}及び千葉市の「酒類を提供する飲食店^{※2}（カラオケ店を含む）」の 皆様へ【時間変更】

期間：令和3年1月8日（金）から令和3年1月11日（月）まで

- ・ 「20時から5時」は営業しないでください。
- ・ 酒類を提供する場合は19時までとしてください。
- ・ 12月23日から、「22時から5時」までの営業自粛をお願いしていましたが、時間を変更するものです。

※1 「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

※2 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者。

ただし、惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニ等のイートインスペース、自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）、ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合を除きます。

※ 全期間御協力いただいた中小企業等の方には協力金を支給します。支給額については、国の支援制度を活用し、現在実施している協力金制度を拡充する予定です。

※ 協力金の申請時に、営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類を提出していただきますので、記録をお願いします。

※ 「22時から5時まで」の営業自粛を行った場合も、現行制度に基づいた協力金の支給対象となります。

○ 県内全域の飲食店^{※3}の皆様へ【新規】

期間：令和3年1月12日（火）から令和3年1月31日（日）まで

- ・ 「20時から5時」は営業しないでください。
- ・ 酒類を提供する場合は19時までとしてください。

※3 上記※2と同様です。対象は酒類の提供の有無にかかわらず。

※ 全期間御協力いただいた中小企業等の方には協力金を支給します。支給額については、今後示される国の支援制度を活用する予定です。

※ 申請方法、必要書類については、後日、詳細を発表しますが、協力金の申請時に、営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度を参考に、記録をお願いします。

○ 県内全域の事業者等の皆様へ

- ・ 街頭の電飾などのイルミネーションは早めに消灯するようお願いします。

【新規】

- ・ テレワークの徹底をお願いします。
- ・ 在宅勤務・時差出勤の徹底をお願いします。
- ・ 職場・寮における感染防止策の徹底をお願いします。
- ・ 従業員に対し、基本的な感染防止対策の徹底や、会食自粛を呼びかけてください。

施設管理者およびイベント主催者の皆様へ

○ 催物の開催制限の人数上限目安を変更します。【延長及び対象地域の拡大】

期間：令和3年1月12日（火）から令和3年1月31日（日）まで

地域：県内全域

屋内：上限人数は5,000人かつ定員の半分以下

屋外：上限人数は5,000人以下

かつ人と人との距離を十分に確保（できれば2メートル）

【注】 ・ 上記の基準は、令和3年1月12日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。

・ 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会的主催者と来場者等）には両者を合計した人数とします。

・ 参加者の上限人数の考え方については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ定員の定めがある場合には、収容定員の半分以下としてください。

・ 屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されない場合や収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保できるように、入場人数の制限などを行ってください。

・ 上記の厳格化する人数上限以外の条件の詳細については、引き続き千葉ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

○ イベント参加者に対しては、感染防止対策の徹底や、成人式・スポーツライブなどのイベント前後の飲食を控えることを呼び掛けてください。

テレワークの積極的な活用をお願いします

ワーク・ライフ・バランスの実現に加え、新型コロナウイルス感染症対策のため、働き方の新しいスタイルとして、「テレワーク」が注目されています。

テレワーク導入に役立つ情報を掲載しました。ぜひ、ご活用ください。

働き方の新しいスタイル



各種相談窓口

◆テレワーク相談センター（厚生労働省）

テレワークにおける労務管理やシステム環境等、各種相談に無料で対応しています。

<https://www.tw-sodan.jp/>

TEL:0570-550348（受付時間：平日9:00~17:00）

◆テレワークのセキュリティあんしん無料相談窓口（総務省）

テレワークにおけるセキュリティに関する、セキュリティのプロフェッショナルによる相談窓口です。

<https://www.lac.co.jp/telework/security.html>

総合情報サイト

テレワーク総合ポータルサイト（厚生労働省）

労務管理Q&A集、好事例集など各種テレワーク関連資料を提供しています。

<https://telework.mhlw.go.jp/>

各種ガイドライン

※各種ガイドラインについては変更になることがあります。

◆労務管理関係

・テレワークモデル就業規則～作成の手引き～（厚生労働省）

テレワークにおける就業規則作成のための手引きです。

<https://telework.mhlw.go.jp/wp/wp-content/uploads/2019/12/TWmodel.pdf>

・テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン（厚生労働省）

テレワークにおける労務管理の留意点を示しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html

◆セキュリティ関係

・テレワークセキュリティガイドライン（第4版）（総務省）

テレワーク導入におけるセキュリティ対策についての考え方や対策例を示しています。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/telework/